

熱中症の恐れがある従業員への処置（SSの対応例）

1. 始業前の確認

① 事前に整えておくこと「責任者等の設置、手順の周知等」

- ・ SSマネージャーなど現場責任者、担当者の設置
- ・ 緊急時の連絡先として、責任者の連絡先、近隣医療機関の所在地や電話番号を予め確認し、従業員へ周知。
- ・ 定期的な休憩取得や水分、塩分の補給など熱中症対策の促進。
- ・ 熱中症の疑いがある従業員が休憩できる空調の効いた場所を確保。
- ・ 事業所ごとに定めた対応手順を従業員へ周知、スタッフルーム等へ掲示。



② 日々の業務前に行うこと「暑さ指数・気温、従業員の体調確認」

- ・ 暑さ指数の確認方法は、現場に指数計を設置、もしくは以下のHPを確認する
- ・ 「環境省の熱中症予防情報サイト」(地点ごとの公表) ※別紙参照
https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php
- ・ WBGT(暑さ指数)28度以上または気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間を超えて実施が見込まれる作業が対象
- ・ 朝礼やミーティング時等に熱中症が疑われるような自覚症状等がないかを確認。



※体制や実施状況などの届け出は不要

なお、対策を怠った場合は6月以下の懲役または50万円以下の罰金が科される可能性があります

2. 業務中に熱中症の疑いがある従業員を発見した際の措置

1 熱中症の疑いのある従業員の発見

- ・ ふらつき、大量の発汗、めまい、頭痛、倦怠感等、症状の有無を確認



2 作業の離脱、身体冷却、責任者への報告

- ・ 空調の効いた休憩場所で休憩させ、保冷剤等で身体を冷却
- ・ 現場責任者(マネージャー)等へ状況を報告する



意識の確認等

- ・ 呼びかけにしっかり返答があるかなど普段の様子との違いを確認
- ・ 判断に迷う場合、救急安心センター事業(＃7119)へ電話で相談
- ・ 異常等がある場合、救急隊の要請を行い医療機関へ搬送
※ 搬送中は一人にしない



4 自力での水分摂取の可否

- ・ 水分摂取が出来ない状態の場合、医療機関へ搬送
※ 搬送中は一人にしない



経過観察

- ・ 体調に異変がないか引き続き観察 ※経過観察中は一人にしない
- ・ 水分摂取が出来ない状態の場合、医療機関へ搬送
※ 搬送中は一人にしない



6 体調回復

体調急変等による症状悪化に注意！